

令和 5 年 5 月 8 日

鉏路町立小・中学校 保護者 様

鉏路町教育委員会教育長 辻川 尚志  
(公印省略)

### 5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策 について (通知)

保護者の皆様におかれましては、日頃より鉏路町の教育活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行されたことに伴い、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂されました。

つきましては、鉏路町といたしまして、5 月 8 日以降の対応を次のとおりといたしますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 基本的な考え方

- ・引き続き、ご家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、換気の確保、手洗い等の指導といった対策を講じることは引き続き重要であると考えておりますが、平時においては、これ以外に特段の感染症対策は講じません。そのため、体温を毎日チェックして学校に提出する取組は不要になります。
- ・地域や学校において感染が流行している場合等には、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控えることや、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることもあります。

#### 2 出席停止等について

##### 【感染した場合】

##### ①欠席等の取扱い

- ・「出席停止」となります。

##### ②出席停止等の期間

- ・「発症日を 0 日とし、発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」を基準とします。但し、無症状の場合は検体採取日から 5 日を経過するまでとなります。

##### ③マスクの着用

- ・出席停止の解除後であっても、発症から 10 日を経過するまでは、感染のリスクがありますので、マスクの着用にご協力願います。

### 【濃厚接触者の取扱い】

- ・同居しているご家族が感染した場合であっても、「濃厚接触者」としての取扱いは行わないこととなり、「出席停止」の必要はありません。

### 【発熱や咽頭痛、咳等の症状が見られる場合】

- ・症状があることのみを以て、「出席停止」の扱いとはなりません。
- ・症状がある場合は、自宅で休養することが重要ですので、無理をして登校させないようにしてください。
- ・「病欠」か「出席停止」かの判断は、病院の診断をもとに判断します。

### 3 臨時休業等の措置について

- ・学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、原則、同じく第5類である季節性インフルエンザと同様の基準で臨時休業の判断をすることになります。

### 4 児童生徒の学びの保障等について

- ・学級閉鎖等、臨時休業を行った場合は、原則、オンライン学習を実施します。
- ・出席停止によりやむを得ず登校できない場合でも、学習に著しい遅れが生じることのないよう、学校はオンライン学習の機会の確保をします。お子さんの体調を見ながら、学校と相談して積極的に活用してください。
- ・出席停止や臨時休業等の場合においても、タブレット端末を活用した学習等をスムーズに実施することができるよう、ネットワーク接続等のご協力をお願いいたします。

### 5 学校の感染状況等の家庭への周知について

- ・これまでは、1名でも感染者の報告があった場合に、学校からその都度メール等でお知らせしておりましたが、今後は、感染者が増加傾向にあり、特に注意喚起を図りたい場合など、学校が必要と判断した際に、メール等でご家庭に情報を周知することになります。
- ・お子さんやご家族に基礎疾患があるため、学級に陽性者が出た場合に知らせてほしい場合などは、個別の対応となりますので、学校までご連絡願います。

(指導主事室)